

地域包括ケア推進アクションプランについて

参考資料2

宮城県地域包括ケア推進協議会規約

(目的)

第2条

本会は、県内の関係機関、団体等が連携・協力し一体となって本県における地域包括ケア体制を構築することを目的とする。

(事業)

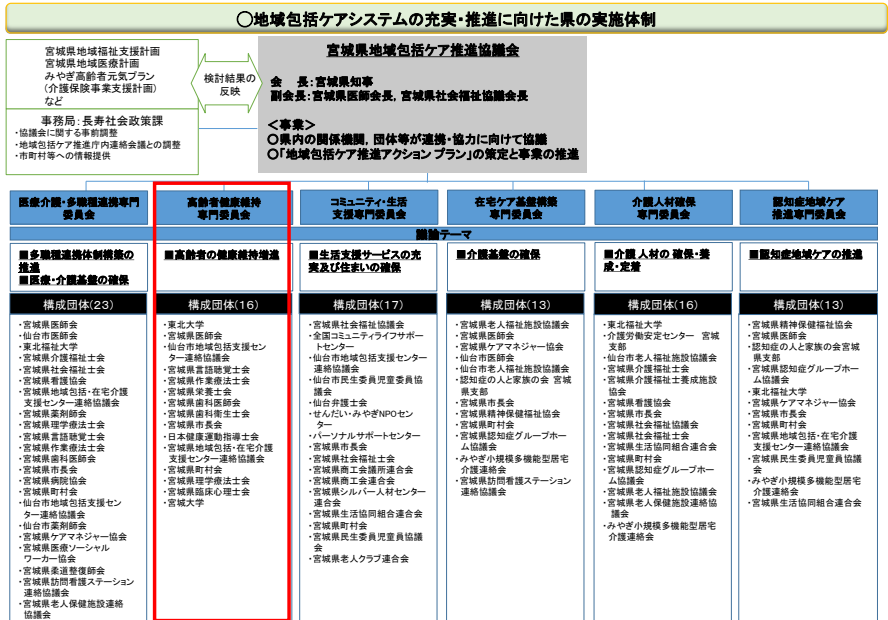
第3条

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 県内の関係機関、団体等が連携・協力に向けて協議を行うこと
- (2) 「地域包括ケア推進アクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)の策定と事業の推進に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

宮城県地域包括ケア推進協議会構成団体 (49団体) (五十音順)

公益財団法人 介護労働安定センター宮城支部	宮城県市長会
特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会
一般社団法人 仙台市医師会	一般社団法人 宮城県社会福祉士会
仙台市地域包括支援センター連絡協議会	公益社団法人 宮城県柔道整復師会
仙台市民生委員児童委員協議会	宮城県商工会議所連合会
一般社団法人 仙台市薬剤師会	宮城県商工会連合会
仙台市老人福祉施設協議会	公益社団法人 宮城県シルバー人材センター連合会
仙台弁護士会	宮城県生活協同組合連合会
特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター	公益社団法人 宮城県精神保健福祉協会
国立大学法人 東北大学	宮城県地域包括・在宅介護支援センター協議会
学校法人 梅檀学園 東北福祉大学	宮城県町村会
特定非営利活動法人 日本健康運動指導士会 宮城県支部	特定非営利活動法人 宮城県認知症グループホーム協議会
公益社団法人 認知症の人と家族の会宮城県支部	宮城県病院協会
一般社団法人 パーソナルサポートセンター	宮城県訪問看護ステーション連絡協議会
公益社団法人 宮城県医師会	宮城県民生委員児童委員協議会
宮城県医療ソーシャルワーカー協会	一般社団法人 宮城県薬剤師会
公益社団法人 宮城県栄養士会	一般社団法人 宮城県理学療法士会
一般社団法人 宮城県介護福祉士会	宮城県臨床心理士会
宮城県介護福祉士養成施設協会	公益財団法人 宮城県老人クラブ連合会
公益社団法人 宮城県看護協会	宮城県老人福祉施設協議会
特定非営利活動法人 宮城県ケアマネジャー協会	宮城県老人保健施設連絡協議会
宮城県言語聴覚士会	みやぎ小規模多機能型居宅介護連絡会
一般社団法人 宮城県作業療法士会	公立大学法人 宮城大学
一般社団法人 宮城県歯科医師会	宮城県
一般社団法人 宮城県歯科衛生士会	



令和5年度宮城県地域包括ケア推進協議会 ●今後のスケジュール(案)

- 1月下旬～2月上旬 地域包括ケア推進アクションプラン原案作成
- 2月中旬～2月下旬 構成団体への意見聴取(郵送)及び庁内照会
- 3月上旬～3月中旬 幹事会(オンライン開催)
※構成団体の意見を踏まえたアクションプラン最終案を協議
- 3月下旬～ 総会実施(書面開催)
※地域包括ケア推進アクションプランの承認